

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月19日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 東京都江東区新砂1-1-1
氏 名 株式会社竹中工務店

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6810-5114

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高崎市内現場 16件
事業場の所在地	高崎市内一円
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高：3,963億円
③従業員数	2,497人（令和6年5月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

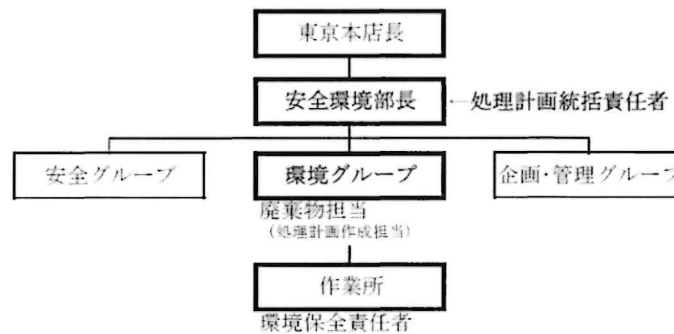
（日本産業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 以下の項目について作業所にて活動を実施した。 ・持込む資材等が過剰にならないよう計画をたてる。 ・工場加工・製作、プレカットを推進する。 ・パレット利用、ラック式・コンテナ式の採用等省梱包・無梱包を工夫する。 ・プレハブ化、ユニット化、代替型枠の採用等の工法改善を推進する。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き以下の項目について作業所にて活動を実施する。 ・持込む資材等が過剰にならないよう計画をたてる。 ・工場加工・製作、プレカットを推進する。 ・パレット利用、ラック式・コンテナ式の採用等省梱包・無梱包を工夫する。 ・プレハブ化、ユニット化、代替型枠の採用等の工法改善を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1.0m ³ の専用容器（フレコンバック）を設置し、分別を徹底した。 実施品目：コンクリート破片、アスファルトコンクリート破片、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、ガラス陶磁器くず、石膏ボード、可燃物、安定型混合廃棄物、石棉含有建材
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 昨年度の取組みを引き続き実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

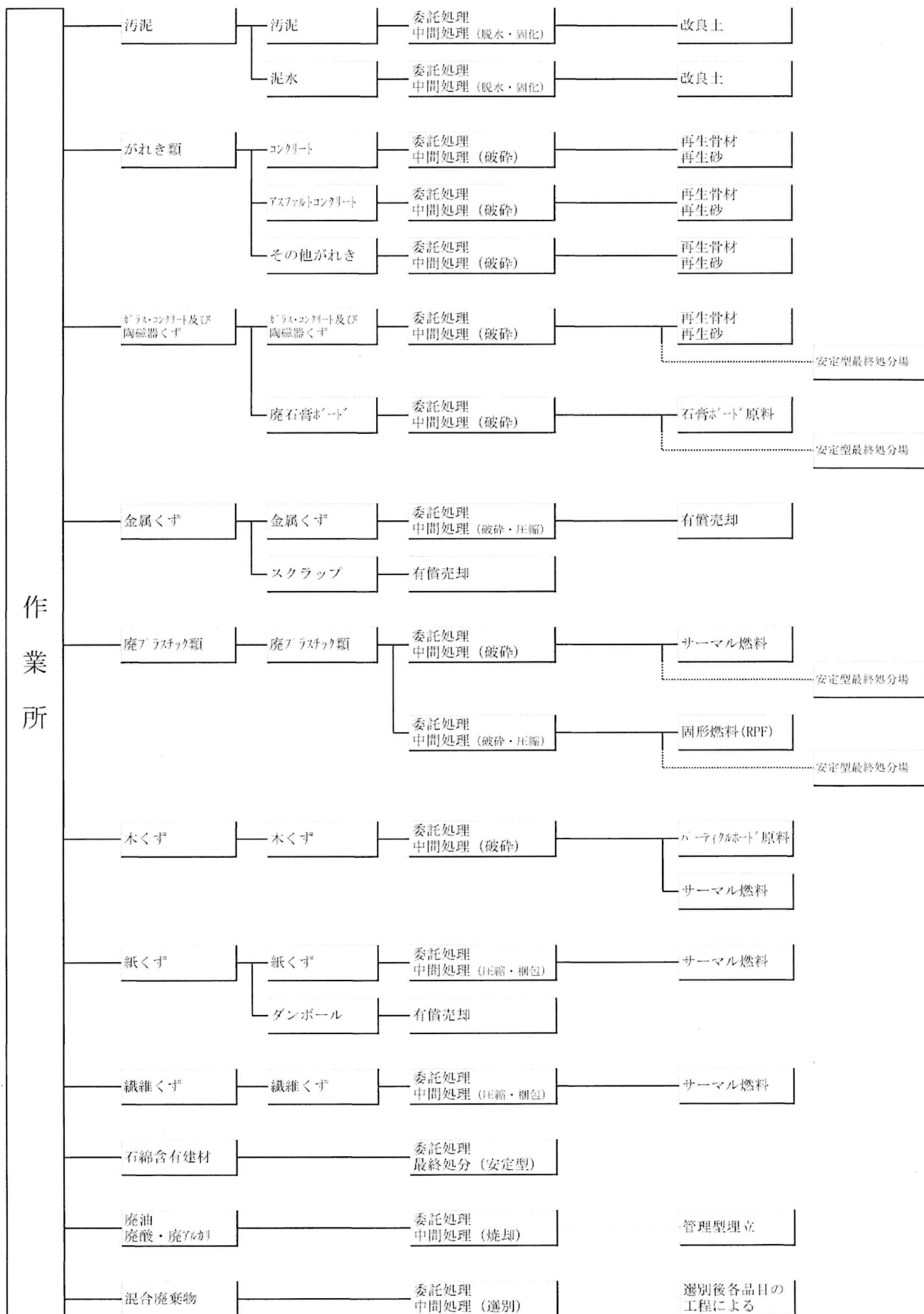
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 地域別全品目分別回収システムを全作業所にて完全実施したことにより、新築工事における廃棄物リサイクル率（体積換算）95.0%（2023年末実績）を達成できた。		

(第5面)

②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本年度は、新築工事に対して総排出量に対するリサイクル率(体積換算)94.0%以上を目標値として設定した。リサイクル施設へ直送、また精度の高い優良中間処理施設への搬入を一層促進する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廢棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	ガラス調製器くず	レンガ片等	コンクリート片	アスファルト片	建設混合廃棄物	石炭含有産業廃棄物
	排 出 量（t）	4078.8	1.5	263.9	3.5	126.8	3.4	31.0	1907.0	1074.4	217.5	66.7	11.3
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	ガラス調製器くず	レンガ片等	コンクリート片	アスファルト片	建設混合廃棄物	石炭含有産業廃棄物
	排 出 量（t）	3870.0	1.0	250.0	3.0	120.0	3.0	30.0	1800.0	1020.0	200.0	60.0	10.0
【前年度（年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	—											
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—											
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	—											
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—											
【前年度（年度）実績】													
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項													
【前年度（年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	—											
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—											
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—											
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	—											
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	—											
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—											

[illegible][illegible]

[illegible]